

議案第106号

稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について

令和4年12月6日提出

阿見町長 千葉 繁

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約(昭和48年地指令第566号)を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

別紙

稲敷地方広域市町村圏事務組合格約

稲敷地方広域市町村圏事務組合格約(昭和 48 年地指令第 566 号)の全部を改正する。

第 1 章 総則

(組合の名称等)

第 1 条 この組合は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 285 条の規定による複合的一部事務組合とし、稲敷地方広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町及び美浦村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市町村
1 し尿処理に関する事務	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 阿見町 利根町 河内町 美浦村
2 消防に関する事務(消防団に関する事務並びに消防水利の設置及び管理に関する事務を除く。)	龍ヶ崎市 牛久市 稲敷市 阿見町 利根町 河内町 美浦村
3 職員の共同研修に関する事務	
4 小貝川左岸、利根川左岸及び横利根川右岸の水防に関する事務	龍ヶ崎市 稲敷市 利根町 河内町
5 塵芥処理に関する事務	龍ヶ崎市 利根町 河内町

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、茨城県龍ヶ崎市板橋町 436 番地 2 に置く。

第 2 章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第 5 条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は 29 人とし、関係市町村の定数は次のとおりとする。

- (1) 龍ヶ崎市 7 人
- (2) 取手市 3 人
- (3) 牛久市 4 人

- (4) 稲敷市 3人
- (5) 阿見町 3人
- (6) 利根町 3人
- (7) 河内町 3人
- (8) 美浦村 3人

2 組合議員は、関係市町村の議会議員のうちから、当該関係市町村の議会においてそれぞれ選挙する。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の議会議員の任期とする。ただし、当該関係市町村の議会議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属する関係市町村の議会において、直ちに補欠の組合議員を選挙しなければならない。

3 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会(以下「組合議会」という。)は、組合議員のうちから議長及び副議長それぞれ1人を選挙しなければならない。

2 前項の議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

### 第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第8条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2 管理者は、関係市町村の長の互選によって定める。

3 副管理者の定数は7人とし、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。

4 管理者は、組合を統括しこれを代表するとともに、組合の事務を管理し執行する。

5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、管理者があらかじめ定めた順序に従いその職務を代理する。

6 管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長の任期とする。ただし、当該関係市町村の長の職を失ったときは、同時に管理者及び副管理者の職を失う。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、補助機関である組合職員のうちから管理者が任命する。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては2年とする。ただし、組合議員のうちから選任される者にあつては、任期中に当該関係市町村の議会議員の職を失ったときは、同時にその職を失うものとする。

(職員)

第11条 組合に職員を置き、管理者(消防長を除く消防職員については消防長)がこれを任免する。

- 2 職員の定数その他については、組合の条例で定める。

#### 第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第12条 組合の経費は、関係市町村の分担金、手数料、使用料その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の分担金に係る分賦の割合は、組合議会の議決により定める。
- 3 第1項の分担金の額は、組合議会の議決によって定め、関係市町村がそれぞれ負担するものとする。
- 4 前2項の規定による分担金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付しなければならない。

#### 第5章 補則

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合議会の議決を経て管理者がこれを定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(事務の承継)

- 2 この組合は、令和5年3月31日をもって解散する龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び龍ヶ崎地方衛生組合の事務を承継する。

(経過措置)

- 3 この規約の施行の際、現にこの規約による改正前の稲敷地方広域市町村圏事務組合規約(以下「改正前の規約」という。)第5条の規定による議員である者は、この規約による改正後の稲敷地方広域市町村圏事務組合規約(以下「改正後の規約」という。)第5条の規定に基づく組合議員とみなす。この場合において、当該組合議員の数が同条第1項各号に規定する定数を超えることとなる関係市町村(改正前の規約第2条の関係市町村をいう。)ごとの定数は、当該関係市町村の議会において改正後の規約第5条第2項の規定による選挙が行われるまでの間はなお従前の例によるものとし、同条第1項の組合議員の定数は、同項の規定にかかわらず、29人に当該超えることとなる関係市町村ごとの数を合計した数を加えた数とする。
- 4 改正後の規約第6条第1項の規定は、前項の組合議員の任期について準用する。

- 5 改正後の規約第 5 条第 2 項の規定は、この規約の施行の際、第 3 項の規定により組合議員とみなされる数が改正後の規約第 5 条第 1 項各号に規定する定数に満たない関係市町村(改正後の規約第 2 条の関係市町村をいう。)に係る当該定数に満たない組合議員の選挙について準用する。
- 6 改正後の規約第 6 条第 1 項の規定は、前項の規定により選出された組合議員の任期について準用する。
- 7 この規約の施行の際、現に改正前の規約第 7 条の規定による管理者及び副管理者である者は、改正後の規約第 8 条の規定に基づく管理者及び副管理者とみなし、同条第 6 項の規定は、その任期について準用する。
- 8 この規約の施行の際、現に改正前の規約第 10 条の規定による監査委員である者は、改正後の規約第 10 条の規定に基づく監査委員とみなし、その任期は、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、この規約の施行の日における改正前の規約による監査委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。この場合において、同項ただし書の規定は、組合議員のうちから選任された監査委員について準用する。

## 議案第106号説明資料

### 【全部改正の理由】

この議案は、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を合流させて地方自治法（昭和22年法律第67号）第285条の規定に基づく複合的一部事務組合を設立するための議案です。

具体的には、龍ヶ崎市、利根町及び河内町の塵芥処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方塵芥処理組合と、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、利根町、河内町、稲敷市、美浦村及び阿見町のし尿処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方衛生組合を解散し、当該2組合の事務を稲敷地方広域市町村圏事務組合が承継することで、事務管理部門である総務・会計部門を集約し、旧来から続いている組織や経営体質を改善するとともに、複合的一部事務組合として経営基盤を強化し、将来を見据えた広域行政を展開できるよう、抜本的な改革・改善を行おうとするものです。